

平成28年度教育委員会定例会会議録

日 時	平成29年1月25日(水)		
	午後3時25分～午後4時25分		
場 所	中央公民館第一会議室		
出席者			
溝 口	委員長	上 橋	管理課長
林	委員	中 村	社会教育課長
二 見	委員	西 高	管理課長補佐
福 島	委員		
藤 井	教育長		

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	裁 決 の 次 第
議案第 8 号	大崎町外国語指導業務委託事業者選考プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について	特記事項なし	決 定
議案第 9 号	大崎町公民館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について	特記事項なし	決 定
議案第10号	大崎町運動公園の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について	特記事項なし	決 定

会 議 要 旨

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 委員長及び委員の報告
溝口委員長
・別紙のとおり

委員

・大崎町成人式 1.5

全国の成人式で荒れるニュースが出るので、大崎町はどうだろうかと思いつながら成人式に参加しました。大崎町の成人式はきちんとした成人式でした。代表のあいさつでは、大学で工学を学んで大崎町に帰って来たいと、地域を意識した発表でたのもしいと感じました。

委員

・大崎町成人式 1.5

新春にふさわしい大崎町青年団の神舞オープニングに始まり、心引き締まる思いで始まりました。会場には、多くの来賓・保護者の方々が見られました。ここ近年成人者のマナーも良くなり感心しています。また、新成人の抱負では、今大学で学んでいる事を大崎町で生かしたいということを述べたことに嬉しく思いました。益々若い力で大崎町を盛り上げて頂きたいと感じたところでした。

委員

・大崎町成人式 1.5

自分が新成人の時にあんな立派な考えを持っていたかと思うぐらい、新成人のコメント・謝辞など素晴らしい発表でした。また、素晴らしいスライドなど心に響く良い記念に残る仕上がりでした。

4 教育長行政報告

1 仕事始め式 1.4 (月)

教育委員会仕事始め式

・今年は、子ども達の教育に情熱を持ちましようと言う事を話しました。また、3月末の人事で人が変わるだろうということで、連携をとってほしいという事、そしてお互い健康でいましようという事を話しました。

2 成人式 1.5 (火)

3 福男・福女イベント 1.7 (土)

・このイベントには参加できませんでしたが、大崎町の女性が1位になったということでよかったなあと思ったところでした。今後も続くイベントに育てば良いと思います。

4 消防出初式 1.8 (日)

5 始業式 1.10 (火)

交通指導 (大崎小)

大崎中春田文庫 40 年祝賀会

6 交通指導 (大丸小)

大隅学舎事務連絡来庁

7 交通指導 (菱田小) 1.12 (木)

・登校指導に全学校を回っていますが、菱田小はあいさつがとても良い。語前後礼できちんとしているし、校長先生に対するあいさつやら大人に対する言葉遣い等ちゃんと出来ている。学校の指導が出来ているので、保護者の信頼も厚いところである。

曾於保護司会来庁

8 交通指導（野方小） 1.13（金）

9 土曜授業 1.14（土）

交通指導（中沖小）

町教職員スポレク大会

・土曜授業の午後でしたが，例年は午前中でしたが土曜授業の午後の方が集まるとのことで行われました。町内6小学校の先生が集まり，親睦が深められたところでした。

10 交通指導（持留小） 1.16（月）

11 交通指導（大崎中） 1.17（火）

12 定着度調査 1.18（水）

13 定着度調査 1.19（木）

14 ソフトバレー大会 1.22（日）

・社会教育課の主催のソフトバレー大会が行われましたが，大隅地区内から48チームが参加されて，その内鹿屋が24チーム，大崎が12チーム，他が肝付町，東串良町，曾於市，志布志市などから参加され，夕方まで熱戦が繰り広げられ，女子の部は大崎が優勝でした。この大会は，スポンサーの協力で参加賞等がとても良くて参加が多いとのことでした。

スポーツ推進委員会新年会

15 教育委員会定例会 1.25（水）

新年会

16 県女子駅伝結団式 1.28（土）

17 少年剣道大会 1.29（日）

18 議員研修会 1.30（月）

19 公民分館長会 1.31（火）

4回町教頭研修会

5 報 告

報告第43号 入学期日の通知及び就学すべき学校の指定について

課長

学校教育法施行令第5条の規定により，平成29年4月に入学する予定者の保護者に入学通知書を送付したので，大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第5号の規定により処理したので，同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

報告第44号 区域外就学について

課長

学校教育法施行令第9条の規定に基づき，別紙のとおり当該教育委員会と区域外就学の協議を行い，これに同意を得て，大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第5号により処理したので，同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

報告第45号 臨時代理の報告（外国語指導業務委託事業者選考プロポーザル実施要領の制定）について

課長

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和40年教育委員会規則第2号）第21条第1項の規定に基づき、別紙のとおり外国語指導業務委託事業者選考プロポーザル実施要領を制定したので、同条第2項の規定により報告する。

報告第46号 就学させる学校の指定の変更について

課長

学校教育法施行令第8条の規定に基づき、就学させる学校の指定の変更申請があり、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

委員長

報告のとおりである。

全委員

異議なし。

【承認】

6 議 案

議案第8号 大崎町外国語指導業務委託事業者選考プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

課長

プロポーザル方式の実施にあたり厳正かつ公平に選考を行なうため、別紙のとおり大崎町外国語指導業務委託事業者選考プロポーザル選定委員会設置要綱を制定したいので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第8条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

大崎町外国語指導業務委託事業者選考プロポーザル選定委員会設置要綱

（選定委員会の設置）

第1条 プロポーザル方式の実施にあたり厳正かつ公平に選考を行うため、大崎町外国語指導業務委託事業者選考プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

（選定委員会の所掌事項）

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 事業提案書等の内容の選定及び評価並びに事業受託者の選考に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項

(委員)

第3条 選定委員会は、7名とする。

2 選定委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 大崎町副町長
- (2) 大崎町教育委員会教育長
- (3) 大崎町総務課長
- (4) 大崎町教育委員会管理課長
- (5) 大崎町校長会会長
- (6) 大崎町立大崎中学校長
- (7) 大崎町PTA連絡協議会会長

3 選定委員の任期は、第7条の規定により委員長が町長に選考結果を報告する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は非公開とする。

5 委員長は、必要あると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員等の責務)

第6条 委員は、第2条に規定する所掌事項を公平かつ厳正に執行しなければならない。

2 委員及び前条第5項に定める者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報告)

第7条 委員長は、選考委員会における選考結果を町長に報告する。

(事務局)

第8条 選考委員会の事務局は、教育委員会管理課に置く。

2 事務局は、委員長が統括する。

3 事務局は、選考委員会の事務に関する事項を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月 日から施行する。

委員長

議案第 8 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全委員

挙手

【可 決】

議案第 9 号 大崎町公民館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例
の制定について

課長

大崎町公民館の設置及び管理に関する条例の全部を次のように改正したいので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 8 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

大崎町公民館の設置及び管理に関する条例

大崎町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年大崎町条例第 14 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 24 条の規定に基づき、大崎町公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 法第 21 条の規定に基づき、本町に公民館及び分館を設置する。

（名称及び所在地）

第 3 条 公民館及び分館の名称及び所在地は、次のとおりとする。

区 分	名 称	所 在 地
公民館	大崎町中央公民館	大崎町仮宿 1029 番地
分 館	大崎町野方公民分館	大崎町野方 6122 番地 1
	大崎町持留公民分館	大崎町岡別府 922 番地 2
	大崎町大崎公民分館	大崎町仮宿 1870 番地
	大崎町菱田公民分館	大崎町菱田 2571 番地
	大崎町大丸公民分館	大崎町横瀬 1652 番地 1
	大崎町中沖公民分館	大崎町菱田 3093 番地 3

（連絡等に当たる公民館）

第 4 条 前条に規定する大崎町中央公民館は、同条に規定する各分館の連絡等に当たる公民館とする。

（公民館及び分館の事業）

第 5 条 前条に規定する連絡等に当たる公民館は、法第 20 条の目的を達成するために法第 22 条に規定する事業を行うほか、分館相互の連絡調整に関する事業その他分館で処理す

ることが不相当と認められる事業を実施する。

- 2 分館は、それぞれの設置区域内の住民に対し、当該地域の規模及び実情に即した事業を行う。

(管理)

第6条 公民館及び分館は、大崎町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員等)

第7条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

- 2 分館に分館長を委嘱する。

(開館時間)

第8条 中央公民館施設（施設には「設備」を含むものとする。以下同じ。）及び中沖公民分館施設（以下「公民館等施設」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、午後10時まで延長することができる。

- 2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、臨時に前項の開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第9条 公民館等施設を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

- 2 野方公民分館又は菱田公民分館の運動場（以下「運動場」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
- 3 前項の規定により運動場の使用許可を受けた者の当該運動場の使用については、大崎町運動公園の設置及び管理に関する条例（昭和52年大崎町条例第15号。以下「運動公園条例」という。）の規定を準用する。

(使用の制限)

第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館等施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他館長が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定による使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例及びこの条例に基づき別に定める規則の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
 - (3) 使用中において、著しく秩序を乱す行為があったとき。
 - (4) 使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
 - (5) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、館長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止によって使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害等が生じることがあっても、教育委員会及び館長は、

その責めを負わない。

(使用料)

第 12 条 公民館等施設を使用しようとする者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料を納入しなければならない。

2 運動場の夜間照明施設を使用しようとする者は、使用料を納入しなければならない。

この場合において、運動公園条例第 7 条の規定を準用する。

(使用料の減免)

第 13 条 教育委員会は、公益上又は社会教育上特に必要と認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第 14 条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を返還することができる。

(使用許可の譲渡及び転貸の禁止)

第 15 条 公民館等施設の使用者は、その許可を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第 16 条 使用者が、公民館等施設の使用を終了し、又は使用を停止されたときは、直ちに当該公民館等施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 使用者は、公民館等施設に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。

(公民館運営審議会の設置)

第 18 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会委員の定数及び任期)

第 19 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は 20 人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、特別の理由があるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

3 前項ただし書の場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 20 条 委員の報酬及び費用弁償は、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 36 年大崎町条例第 2 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則に定める。

附 則

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の大崎町公民館の設置及び管理に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に

係る使用料については、なお従前の例による。

委員長

議案第9号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全委員

挙手

【可 決】

議案第10号 大崎町運動公園の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

大崎町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を次のように制定したいので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第8条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

委員長

議案第10号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全委員

挙手

【可 決】

7 委員から提出された動議の討論等

委員長

・運動場のサッカーゴールが倒れて死亡する事故があったが、大崎町では特に目立った事は起きていないか。

教育長

・何年前に有ったが、指導主事が指導している。

委員長

・前は、移動したときに杭を打っていない事が有ったが、今は改善されているということですね。

8 その他

委員

・インフルエンザの公表はどうかという事と、2020年の国体に向けて大崎町からめばしい選手はいるのかという事を聞きたい。

課長

・インフルエンザについては、先週辺りから学校から報告が有ります。中学校についても先週に5名程度発生しているところですが、学級閉鎖など集団発生はしていないところです。

課長

・大崎町が強化選手を指名していることはないが、それぞれの競技種目で指名を受けている人がいるかもしれないが把握していない。

また、2月14日にビーチバレーの理事会が開催されるが、ここで会場については大崎町に決定されるのではないかと考えている。会場が決定したら、協会に強化選手の取り組みなど要望したいと考えています。

9 翌月の行事等

2月12日（日） 町子ども会大会（中公大ホール 9時～）

2月21日（火） 県下一周駅伝大崎通過

2月26日（日） 自治公民館対抗GG大会（中央運動公園 9時～）

2月28日（火） 定例教育委員会 13時～

2月28日（火） 大崎町教育振興懇談会（中公大ホール 14時30分）

10 閉 会

会議録署名人

委員長

委 員

委 員

委 員

教育長